

国民健康保険税の標準保険税率へ引上げに関するお知らせ

引上げの背景

平成30年度の国保制度改革(国保財政の都道府県単一化)を背景に、国・三重県が推進する県内保険料(税)統一の方向性、国保財政における財源不足などの理由により、大台町の国民健康保険税を三重県が示す標準保険税率まで引き上げる必要があります。

将来にわたって安心して国民健康保険を利用していただけるようにするため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

引上げの概要

①算定方式の変更

算定方式を**4方式**(所得割・資産割・均等割・平等割)から、**3方式**(所得割・均等割・平等割)に変更を行います。

②標準保険税率への移行

令和9年度から3か年の期間(令和9年度～令和11年度)で、三重県が示す令和11年度の標準保険税率まで**段階的に引き上げ**を行います。

③具体的な保険税率

		令和8年度 の保険税率	令和9年度 の保険税率	令和10年度 の保険税率	令和11年度 の保険税率
医療給付分	所得割	5.10%	6.12%	6.62%	7.60%
	資産割	30.00%	21.56%	14.38%	—
	均等割	23,000円	25,800円	28,400円	33,455円
	平等割	21,000円	20,800円	20,400円	19,316円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.00%	2.33%	2.64%	3.24%
	資産割	8.00%	5.74%	3.83%	—
	均等割	7,500円	8,100円	10,100円	14,021円
	平等割	7,500円	8,000円	8,000円	8,098円
介護納付分 (40歳以上 64歳以下)	所得割	1.40%	1.65%	1.94%	2.50%
	資産割	6.00%	4.32%	2.88%	—
	均等割	7,000円	7,400円	9,400円	13,244円
	平等割	5,000円	5,300円	5,700円	6,352円

※令和11年度保険税率は、三重県が令和7年4月に示した標準保険税率であるため、条例改正作業時に時点修正があれば上記税率から変更を行う場合があります。

※国民健康保険税の試算を希望される場合は、**税務住民課(電話82-3784)**までお問い合わせください。

パブリックコメントの結果など

国民健康保険税の引上げに対して、令和8年5月7日(木)から6月5日(金)の期間でパブリックコメントを募集しました。その結果および募集時の資料については、大台町ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

